

料金表（介護保険） 2024年6月改定

加算について	大阪府内の地域区分と加算率	四條畷市は <b>4級地</b> にて、1単位は <b>10.84円</b>
	准看護師の場合	准看護師が訪問する場合の単位数は10%減算

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から午前8時まで	午後6時から午後10時まで	午後10時から午前6時まで
割り増し加算	基本報酬の25%を加算	基本報酬の25%を加算	基本報酬の50%を加算

【訪問看護】

サービス内容	算定項目		単位数	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
基本部分	20分未満	昼間	314単位	3,403円	341円	681円	1,022円
		早朝・夜間	393単位	4,260円	426円	852円	1,278円
		深夜	471単位	5,105円	511円	1,022円	1,532円
	30分未満	昼間	471単位	5,105円	511円	1,022円	1,532円
		早朝・夜間	589単位	6,384円	639円	1,277円	1,916円
		深夜	707単位	7,663円	767円	1,533円	2,300円
	30分以上 1時間未満	昼間	823単位	8,921円	893円	1,785円	2,677円
		早朝・夜間	1,029単位	11,154円	1,116円	2,231円	3,347円
		深夜	1,235単位	13,387円	1,339円	2,678円	4,017円
	1時間以上 1時間30分 未満	昼間	1,128単位	12,227円	1,223円	2,446円	3,669円
		早朝・夜間	1,410単位	15,284円	1,529円	3,057円	4,586円
		深夜	1,692単位	18,341円	1,835円	3,669円	5,503円

【介護予防訪問看護】

サービス内容	算定項目		単位数	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
基本部分	20分未満	昼間	303単位	3,284円	329円	657円	986円
		早朝・夜間	379単位	4,108円	411円	822円	1,233円
		深夜	455単位	4,932円	494円	987円	1,480円
	30分未満	昼間	451単位	4,888円	489円	978円	1,467円
		早朝・夜間	564単位	6,113円	612円	1,223円	1,835円
		深夜	677単位	7,338円	734円	1,468円	2,202円
	30分以上 1時間未満	昼間	794単位	8,606円	861円	1,722円	2,582円
		早朝・夜間	993単位	10,764円	1,077円	2,153円	3,230円
		深夜	1,191単位	12,910円	1,291円	2,582円	3,874円
	1時間以上 1時間30分 未満	昼間	1,090単位	11,815円	1,182円	2,364円	3,545円
		早朝・夜間	1,363単位	14,774円	1,478円	2,955円	4,433円
		深夜	1,635単位	17,723円	1,773円	3,545円	5,317円

料金表（介護保険） 2024年6月改定

【訪問リハビリテーション】

サービス内容	算定項目		単位数	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
基本部分	20分	昼間	294単位	3,186円	319円	638円	956円
	40分	昼間	588単位	6,373円	638円	1,275円	1,913円

【介護予防訪問リハビリテーション】

サービス内容	算定項目		単位数	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
基本部分	20分	昼間	284単位	3,078円	308円	616円	924円
	40分	昼間	568単位	6,157円	616円	1,232円	1,848円

【定期巡回・随時対応型サービス連携】

サービス内容	算定項目		単位数	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
基本部分	介護1～4(毎月)		2,961単位	32,097円	3,210円	6,420円	9,630円
	介護5(毎月)		3,761単位	40,769円	4,077円	8,154円	12,231円

【定期巡回・随時対応型サービス連携】 ※月の途中に契約した時、または入院した場合等は日割り計算になります。

サービス内容	算定項目		単位数	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
基本部分	介護1～4(日割り計算)		97単位	1,051円	106円	211円	316円
	介護5(日割り計算)		124単位	1,344円	135円	269円	404円

【その他の加算】

加算	単位数	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
初回加算Ⅰ	350単位	3,794円	380円	759円	1,139円
初回加算Ⅱ	300単位	3,252円	326円	651円	976円
退院時共同指導加算	600単位	6,504円	651円	1,301円	1,952円
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574単位	6,222円	623円	1,245円	1,867円
特別管理加算Ⅰ	500単位	5,420円	542円	1,084円	1,626円
特別管理加算Ⅱ	250単位	2,710円	271円	542円	813円
複数名訪問加算(30分未満)	254単位	2,753円	276円	551円	826円
複数名訪問加算(30分以上)	402単位	4,357円	436円	872円	1,308円
ターミナルケア加算	2,500単位	27,100円	2,710円	5,420円	8,130円
長時間訪問看護加算	300単位	3,252円	326円	651円	976円

加算内容	初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に加算されます。初回加算（Ⅱ）を算定する場合は算定しません。
	初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に加算されます。初回加算（Ⅰ）を算定する場合は算定しません。
	退院時共同指導加算	病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。 ただし初回加算を算定する場合は算定しません。
	緊急時訪問看護加算Ⅱ	利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に加算されます。
	特別管理加算Ⅰ	下記状態の場合に加算されます。 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態。在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。気管カニューレを使用している状態。留置カテーテルを使用している状態。
	特別管理加算Ⅱ	下記状態の場合に加算されます。 在宅自己腹膜灌流指導管理。在宅血液透析指導管理。在宅酸素療法指導管理。在宅中心静脈栄養法指導管理。在宅成分栄養経管栄養法指導管理。在宅自己導尿指導管理。在宅持続陽圧呼吸療法指導管理。在宅自己疼痛管理指導管理。在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態や、人工肛門また人口膀胱を留置している状態。真皮を超える褥瘡の状態（MPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度、DESIGN 分類 D3、D4、D5）。点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。
	複数名訪問加算	下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に行き訪問看護を行ったときに加算されます。①利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、迷惑行為等が認められる場合 ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合。
	ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）
	長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

保険外	エンゼルケア	15,000円/回	自費・税込み
-----	--------	-----------	--------

指定訪問看護サービス内容の見積りについて

このサービス内容の見積りは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額(見積り)合計額				円	円

(2) その他の費用

交通費	特にいただいておりません。
キャンセル料	重要事項説明書4-2)記載の通りです。

(3) 1ヶ月当りのお支払額の目安

円
---

※ここに記載した金額は、この見積りによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積りの有効期限は、契約の日から1ヶ月以内とします。